

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
①計画の名称	寝屋川市地域
②都道府県名	大阪府
③計画作成主体	寝屋川市
④計画期間	平成 23 年度 ～ 25 年度
⑤計画の目標	『既存ストックの計画的な活用を推進することにより、豊かで安全・安心でゆとりある住まい・まちづくりを実現する。』 『安全・安心な居住空間を確保し住環境の向上を図る。』
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	寝屋川市（まちづくり事業推進室）において事後評価を行い確定。 （平成 26 年 6 月）
⑦事後評価の結果	指標 1：「耐震診断の実施割合」 定 義：寝屋川市営明和住宅内で耐震診断が実施された住宅の割合 評価方法：平成 25 年度末時点において、寝屋川市営明和住宅内で耐震診断を実施した住棟の割合について評価を行う。 結 果：従前値：25%（23 年度） 目標値：100%（25 年度） <u>実績値：85%</u> 結果の分析：計画期間中、寝屋川市営明和住宅内で 3 棟の耐震診断を実施。 なお耐震診断未実施住棟については、平成 25 年度策定の「寝屋川市営住宅長寿命化計画」に基づき検討した結果、全ての住棟が建替え判定となったため、明和住宅内の耐震診断は実質完了（100%）となる。
⑧結果の公表方法	寝屋川市のホームページに掲載
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	・次期計画においては、平成 25 年度に策定した「寝屋川市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅ストックの効率的かつ効果的な活用を図るため、PFI 事業による建替え（民間活力の導入）や借上住宅等の最適な活用手法を選択し、既存住宅ストックの更新を図る。 ・市営住宅の活用にあたっては、地域のまちづくりの取り組みと協働し、その立地特性や周辺状況に相応しい活用のあり方を検討し、地域の自主的なまちづくり活動やエリアマネジメントの誘導に必要な住宅供給や住宅用地の活用を行う。
⑩その他	（特記すべき事項があれば記載）

※この事後評価は別添の社会資本総合整備計画（地域住宅計画）について行ったものである。